



# 羽の情報便

## 来年度の税制改正大綱

来年度の税制改正大綱の概要をお知らせします。

来年度の税制改正大綱が発表されました。内容が多岐に渡るため詳細部分についての記載は省略しますが、多くの会社や個人に影響する事項を簡潔にご紹介いたします。

### 1. 法人税の税率の引下げ

国際競争力の強化や雇用促進の観点から、法人税の税率は30%から25.5%に引き下げ、さらに中小企業の軽減税率(課税所得400万円以下の部分)は18%から15%へと引き下げることとしています。利益の出ている企業にとっては税負担が減少するため朗報です。

### 2. 欠損金の繰越控除制度の見直し

黒字法人の税率引下げの代わりに課税ベースの拡大を図るために、資本金1億円超の大企業について欠損金の繰越控除が欠損金控除前課税所得の80%までに制限することとされています。

中小企業については適用対象外とされており、現行通り100%の欠損金の繰越控除が認められることとされています。また、控除対象の縮小に合わせて平成21年4月1日以降に終了する事業年度で発生した欠損金の繰越控除対象期間が現行の7年から9年に延長されています。

### 3. 相続税の基礎控除額の引下げ

現行制度では基礎控除として5,000万円+法定相続人の人数×1,000万円の控除が認められていますが、これを3,000万円+法定相続人の人数×600万円に引き下げることとしています。

相続人が子2人の場合にはこれまで、7,000万円超の相続財産がない場合には相続税が課税されませんが、改正後は4,200万円超の相続財産がある場合に相続税の課税対象となります。現状、相続税の課税が亡くなられた方の4%程度に限られており、富の再分配機能をより働かせるために負担ベースの拡大を図ったものです。

この他、高額所得者や高額所得役員の所得控除額の縮小、成年扶養控除の縮小等が盛り込まれています。

ここまで読んでいただいた方には申し訳ないのですが、1月のねじれ国会の影響を受けて参議院で否決された場合には廃案となりますし、審議により内容が変更されることもありますのでその点ご注意ください。



## 当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト  
らくらく経理事務! <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中!  
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!  
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。  
 ■まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>) ■melma! (<http://melma.com/>)

# お客様からのQ & A



この手の教育教材は、通常、高額なので、何とか経費で落したいと思われる方も多いかと思いますが、購入された教材を減価償却資産の対象とするのは一般的に難しいです。個人の能力開発の目的であつて、事業に「直接必要なもの」とは言えないからです。また、資格取得のための教材も、原則的には経費になりません。資格は、個人に帰属（一身専属性）してしまうものとみなされます。ただし仕事をすることで必要な資格やノウハウを習得しようとするものであれば経費として認められる場合もあります。

自己啓発の目的でビジネス・スキルアップの教材を二十万円で購入しました。会社の経費にしたいが、資産として減価償却費で落すことはできませんでしょうか？

## 税金まめ知識（第43回）法人税のしくみ（利益と所得の違い）

法人税は、会社の儲けに対して課される税金です。

会社の儲けといえば、損益計算書で計算される利益のことを思い浮かべられると思います。その考えは、概ね正しいのですが、厳密には、法人税は「所得」に対して課されます。

では、「利益」と「所得」はどう違うのでしょうか。

まず、「利益」は、次の計算式によって計算されます。

$$\text{利益} = \text{収益} - \text{費用}$$

これに対し、「所得」は次の計算式によって計算されます。

$$\text{所得} = \text{益金} - \text{損金}$$

利益も所得も、計算の基本的なかたちは同じですね。そうです、利益と所得の違いは、「収益と益金」「費用と損金」の違いによって生まれるのです。

損益計算書では収益として計上されているのに、法人税の計算上は益金とされないもの、逆に損益計算書では収益として計上されていないのに、法人税の計算上は益金とされるものがあります。

例えば、前者の例としては受取配当金があげられます。

費用と損金についても同じことが言えます。例えば、交際費などは、その典型的なもので、損益計算書上は費用とされているのに、法人税の計算上はその一部しか損金として認められません。

以上のように利益と所得には差があるため、損益計算書上は赤字になっているのに法人税を払わないといけない、というケースが起こりえます。このことが、資金繰りに思わぬ影響を与えることも・・・。

なお、現在の法人税の税率は30%、住民税等も含めたいわゆる実効税率は約40%となっています。法人税等を支払った後の利益が本当に自由にできる利益なのだとすることをよく覚えておいてください。



## 1月の税務カレンダー

1月11日（火）  
11月分源泉所得税・住民税の特別徴収額の納付

1月20日（木）  
7月～12月分源泉所得税の納付（納期の特例分）



1月31日（月）  
11月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞

5月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞



## 毎月の電気代でコスト削減 ～月々の電気代を最大40%コストカット！～



毎月お使い頂いている電気の使用量・使用時間・方法等を適切な使用の契約に見直すサービスです。  
電力会社への複雑な申請作業は、弊社が全て代行しますのでご安心ください。

### 成功事例32： レストラン（年間 38.9%の削減）

合理化前		合理化後	
年間の電気料	610,172円／年	年間の電気料	372,752円／年

年間の電気料金削減金額 1年間で 237,420円 10年間で 2,374,200円

とにかく電気代削減診断（無料）だけでも弊社にお任せください。  
その後、契約変更するか否かは、お客様のご判断です。



ちょっとコーヒープレイク！ 知ってるようで知らないお話。

## 雑学王のつぶやき (17)

似ているけれど・・・違いは何？



### ■ 「保障」と「保証」

「保障」は、権利・自由・安全を守る場合に、「保証」は、請け負うこと、法律賠償の責任を負うような場合に使われます。ちなみに「補償」は、損害を償うような場合に使われています。

### ■ 「暖かい」と「温かい」

「暖かい」のほうは、気温をいう場合に、「温かい」は、物体や液体、心などに使われます。

### ■ 「元旦」と「元日」

「元旦」は、元日の朝のことで、「元日」とは一年の最初の日を意味します。

### ■ 「宅配便」と「宅急便」

「宅配便」は、一般の消費者を対象とした小口貨物のトラック輸送の一種で、物を届ける仕事やサービス全般の総称として呼ばれます。一方、「宅急便」は、業界大手のヤマト運輸が“商標登録”した言葉です。「宅急便」は、ヤマト運輸以外の他社は使えません。宅急便のほうが明らかに一般的ですね。



# 今月のコラム

本年も「羽の情報便」をどうぞよろしくお願いたします。

皆様は、今年のお正月、初夢は見られましたでしょうか？ よく勘違いされておられる方がいますが、大晦日から元旦の朝方ではなくて、正確には、元旦の夜から二日の朝方にかけて見る夢のことを「初夢」と呼びます。昔から最も縁起のよい夢とされているのが

「一富士二鷹三茄子」と言われています。一番の富士山は日本最高峰の霊山、二番の鷹は、鷲とともに鳥の王者ですからおめでたいのは当然ですが、ではなぜ三番目が茄子？なのでしょう。これは徳川家康が駿河の国にいたとき、モノのナスの値段があまりにも高かったため、その「高さ」を表現したものだと言えられています。まあ、無意識で初夢にナスが出てくる人はなかなかいないとは思いますが…。

今年も新しい一年がスタートしました。確定申告の時期も秒読み段階になってきました。当社のスタッフもさらに今年は、チューンナップして頑張つて参りますので、引き続きの「愛顧をよろしくお願ひ申し上げます。寒い日が続きます、インフルエンザも流行してきましたが、手洗い・うがいをお忘れなく健康には十分注意しまし



## 会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

### ◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

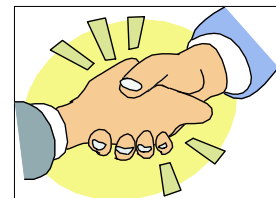
※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

### ◆伝票貼付サービス料金

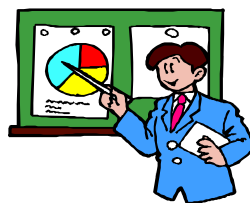
月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務  
経理事務派遣業務  
生命保険の募集に関する業務  
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6  
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766  
info@plus-management.jp  
http://www.plus-management.jp



本年もどうぞよろしく  
お願いたします。

